

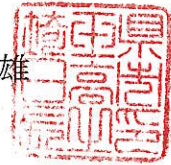
日街発第 177 号 1  
令和 6 年 2 月 29 日

川越都市計画事業  
武蔵高萩駅北土地区画整理審議会  
会 長 犬 竹 一 浩 様

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄



換地設計基準第 11 条の規定により換地計画において定めた特別な宅地  
における清算金の特別措置について (諮問)

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内の特別な宅地に関する清算金の取扱いについて、土地区画整理法第 95 条第 5 項及び第 7 項の規定により、貴審議会の同意を求めます。

日街審発第59号1  
令和6年2月29日

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

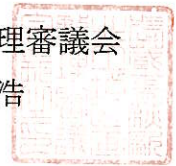
施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

川越都市計画事業

武蔵高萩駅北土地区画整理審議会

会 長 犬 竹 一 浩



換地設計基準第11条の規定により換地計画において定めた特別な宅地  
における清算金の特別措置について（答申）

令和6年2月29日付け日街発第177号1で諮問のあったこのことについては、下  
記のとおりです。

記

原案のとおり同意します。

日街発第177号2

令和6年2月29日

川越都市計画事業

武蔵高萩駅北土地区画整理審議会

会長 犬竹 一 浩 様

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄



川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業換地計画の作成について  
(諮問)

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業の換地計画を別紙調書及び図面のように作成したいので、土地区画整理法第88条第6項の規定により、貴審議会の意見を伺います。

日街審発第59号2  
令和6年2月29日

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

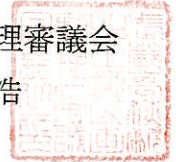
施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

川越都市計画事業

武蔵高萩駅北土地区画整理審議会

会長 犬竹 一 浩



川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業換地計画の作成について  
(答申)

令和6年2月29日付け日街発第177号2で諮問のあったこのことについては、下記のとおりです。

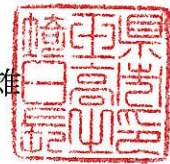
記

原案に異存ありません。

日街発第 177 号 3  
令和 6 年 2 月 29 日

川越都市計画事業  
武蔵高萩駅北土地区画整理審議会  
会長 犬竹 一 浩 様

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業  
施行者 日高市  
代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄



川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業換地計画の軽微な修正  
または変更について（諮問）

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業の令和 6 年 2 月 29 日付け日街発第 177 号 2 で諮問した「換地計画」に係る図書において、下記に掲げるいずれかを原因とし、修正または変更に係る箇所の権利価額または権利価額の総額に影響を与えない軽微な修正または変更があった場合は、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたいので、貴審議会の同意を求めます。

記

- 1 関係権利者の住所・氏名・持分の変更
- 2 所有権、借地権または抵当権等の登記、申告、移転、消滅
- 3 地域の名称、地番、地目または地積の変更
- 4 記載の誤字、脱字
- 5 関係権利者から提出された換地変更願による換地変更
- 6 従前の宅地の分合筆による換地変更
- 7 権利等による合筆換地ができない場合の換地変更

日街審発第59号3  
令和6年2月29日

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

川越都市計画事業

武蔵高萩駅北土地区画整理審議会  
会 長 犬 竹 一 浩



川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業換地計画の軽微な修正  
または変更について（答申）

令和6年2月29日付け日街発第177号3で諮問のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

原案のとおり同意します。